

都立学校施設開放事業について

学校教育に支障のない範囲でテニスコートとグラウンドを開放しています。

1 開放施設(体育施設)

テニスコート及びグラウンド

2 開放対象種目

グラウンド 軟式野球(少年) ・ サッカー ・ ソフトボール

テニスコート 硬式テニス ・ 軟式テニス

3 開放日数

年間4日(おおむね6月下旬、10月中旬、12月上旬、3月上旬の日曜日)

※ 1日につき午前・午後の2枠開放

4 使用料

無料(照明設備を使用することはできません)

5 使用者

多摩科学技術高等学校施設開放事業使用団体として登録された団体

登録できるのは、次の5つの要件を満たす団体です。

(ア) 主に都内に在住・在勤・在学する者で構成された団体

《スポーツ団体は10名以上、学習文化団体は5名以上

障害者団体はスポーツ・学習文化問わず5名以上》

(イ) 指導統括を行う20歳以上の責任者がいる団体

(ウ) アマチュア活動を目的としている団体

(エ) 営利を目的としない団体

(オ) 団体の運営が、計画的かつ民主的に行われており、定期的に活動を行っている団体

6 団体登録から施設使用までの流れ

団体登録の受付は、1年に1回のみです。

4月上旬 開放日程発表 登録申請開始

4月中旬 登録申請締め切り 審査

登録証発行 使用申請書郵送

5月上旬 使用申請締め切り 日程調整(抽選)

5月中旬 結果通知

登録時に必要な団体区分は下表のとおりです。

団体区分	説 明
地域 スポーツクラブ	地域住民が主体となって運営し、「地域スポーツクラブ」として区市町村に登録している団体※
地域青少年 スポーツクラブ	東京都小金井市に在住・在学・在勤する青少年（１８歳まで）を主な構成員とするスポーツ団体等
地域 スポーツ団体	東京都小金井市に在住・在学・在勤する者で構成されたスポーツ団体
一般 スポーツ団体	都内に在住・在学・在勤する者で構成された広域のスポーツ団体
障害者団体	障害のある人又は障害のある人を支援する人で構成された団体
学習文化団体	学習活動・文化活動を目的とした者で構成された団体

※地域スポーツクラブは、東京都スポーツ推進本部のホームページに掲載されている団体のみ